

基本目標5

すべての世代が成長し合う活発なまち



1 学校教育の充実

現状と課題

- 子どもたちが、生きる力を身につけ、これからの社会を築き、支えていく人材として成長していくために、学校教育に求められる役割はますます大きなものとなっています。
- 本町ではこれまで、「明るく元気な人を育むふるさと北竜」を町の教育目標に掲げ、学習指導要領に基づく教育課程の適正な編成を図り、より良い教育をめざして教育行政を推進してきました。近年は少子化により児童・生徒の数が減少していることから、教育環境のあり方を検討する時期に来ています。
- また、信頼される学校づくりに向けて、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）⁴⁴の導入を2019年度に予定しており、地域の関係者による学校運営を進めるための研修会や準備委員会を開催しています。
- そのような中、「社会に開かれた教育課程」の実現をめざした新学習指導要領が示され、小学校では2020年度から、中学校では2021年度から全面实施されることになりました。
- 今後は、これらを踏まえた教育行政の推進が求められ、本町の教育資源を十分に活かしながら、子どもが未来社会を切り拓くための資質・能力を育成するためのきめ細かな教育活動の推進や、障がいのある児童・生徒への教育の充実に努めるとともに、教職員の資質の向上等を進めていく必要があります。

基本方針

- 児童・生徒一人ひとりに人間形成の基礎や個性と能力を伸ばす特色ある教育を提供し、幅広い知識を身につけ豊かな心を育むとともに、地域への愛着と誇りを持ち地域社会や家庭とともに子どもが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成します。
- 国際化、情報化、環境問題等の社会変化に柔軟に対応できる教育内容や指導体制の充実に努めるとともに、教育施設や設備の整備により教育環境の創造をめざします。

44 コミュニティ・スクール（学校運営協議会）

子どもたちの豊かな成長を支え、学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、一緒に協働しながら学校運営に参画できるようにする仕組みを備えた学校のこと。

- 学校校舎の老朽化や少子化に対応するため、教育環境のあり方の検討を進めるとともに、教育施設の整備充実を行い、児童・生徒にとってより良い教育環境の提供に努めます。

主要施策

(1) 学校教育の充実

- ① 確かな学力の育成に向け、指導体制の充実及び小・中の連携強化のもと、基礎的・基本的な知識・技能の定着、農業体験・世界のひまわり栽培など地域資源を活かした体験的学習による特色ある教育を推進します。
- ② 豊かな心の育成に向け、道徳教育や人権教育、福祉教育の充実を図るとともに、スクールカウンセラー⁴⁵等を活用したいじめや不登校などの心の問題に関する相談・指導等の充実を図ります。
- ③ 健やかな体の育成に向け、体育、健康教育の充実をはじめ、関連部門が一体となった食育の推進に努めるとともに、広域的連携のもと、給食体制の充実を図ります。
- ④ 「社会に開かれた教育課程」の実現をめざす新学習指導要領に対応するため、外国語教育の充実など新たな教育内容に応じた教育の推進に努めます。
- ⑤ 関係機関との連携のもと、特別支援教育の充実を図るとともに、適切な就学相談・指導に努めます。

(2) 教職員の資質の向上

教職員の研修や研究活動の充実等を促進し、教育専門職としての自覚や知識・指導力の向上を促します。

(3) 学校施設・設備の整備充実

- ① 子どもたちの安全な学習・生活の場、地域住民の防災拠点として、学校施設の改修整備を計画的に推進します。
- ② 学校校舎の老朽化や児童・生徒数の減少に対応するため、学校施設のあり方に関する検討を進めます。
- ③ 情報教育のためのコンピュータ教室の整備及びコンピュータの更新など、教育内容の充実に即した設備や教材・教具の整備を図ります。

(4) 開かれた、信頼される学校づくり

地域との交流や施設の開放、学校経営に関する評価の実施・公表等を通じ、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めるため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の導入を推進します。

45 スクールカウンセラー

学校に配置され、児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う専門家のこと。



(5) 総合的な子どもの安全対策の推進

防犯ブザーの配布やひまわりパトロール隊・子ども見守りサポーターによる活動の促進等を通じ、登下校時の安全対策の一層の強化に努めるとともに、学校における防犯・防災訓練を実施するなど、総合的な子どもの安全対策を推進します。

成果指標

| 指標 | 単位 | 基準値 | 目標値 |
|------------------|----|-----------------|-----------------|
| コミュニティ・スクール実施学校数 | 校 | 0 [2018年度末] | 1 [2023年度末] |
| 小学校児童用PCの台数 | 台 | 16 [2018年度末] | 20 [2023年度末] |
| 小学校児童用タブレットの台数 | 台 | 0 [2018年度末] | 20 [2023年度末] |
| 中学校生徒用PCの台数 | 台 | 16 [2018年度末] | 20 [2023年度末] |
| 中学校生徒用タブレットの台数 | 台 | 0 [2018年度末] | 20 [2023年度末] |

協働の指針

| | |
|----|--|
| 町民 | 【児童・生徒】 ・心豊かに、自ら学び、たくましく生きます。 【家庭・保護者】 ・基本的な生活習慣の確立や豊かな心の育成を図ります。 ・家庭において基本的なしつけを身につけさせます。 |
| | 【地域・PTA】 ・地域における児童・生徒の健全育成を支援します。 ・学校と連携し、通学路をはじめとする地域の防犯、交通安全活動を行います。 ・地域一体となって児童・生徒の安全対策を進めます。 |

2 生涯学習の充実

現状と課題

- 町民のライフスタイルや価値観は変化し続けており、町民は自己を高め、充実した人生を送ることができる多様な学習機会を求めています。
- 本町では、文化連盟、体育協会など社会教育関係団体、商工会や観光協会などが町内の子どもや大人を巻き込んで多様な活動を行っており、こうした活動を支援するため、第5次北竜町社会教育中期計画に基づき社会教育事業を展開してきました。
- しかし、少子高齢化や人口減少が進む中、各種活動への参加者の減少や固定化、指導者不足といった状況がみられるほか、社会・経済情勢の変化に伴ってますます多様化する町民の学習ニーズに的確に答えていくため、講座参加者への聞き取り調査や他自治体の動向等、生涯学習に関する情報収集を進めていく必要があります。
- また、ライフステージに応じて「誰でも、いつでも、どこでも、何からでも」学べる機会の提供、関連施設の整備・充実に努めるとともに、指導者の養成、確保を図り、町民が主体となった自発的な学習活動を支援する環境づくりが求められています。

基本方針

- 誰もが生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習を続けることができるように学習環境を整備するとともに、学習の成果を活かしたまちづくりを推進します。

主要施策

(1) 社会教育施設の整備充実・有効活用

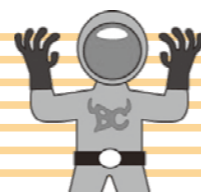
老朽化への対応や耐震化等を勘案し、社会教育施設の整備充実を図るとともに、有効活用に努めます。

(2) 生涯学習指導者の確保

多様な分野における指導者やリーダーの養成・確保に努めるとともに、生涯学習人材バンク・ひまわりボランティアの充実を図り、有効活用に努めます。

(3) 生涯学習情報の提供

生涯学習カレンダーの発行やホームページへの情報掲載を図るほか、広報ほくりゅうに生涯学習だよりを毎月掲載するなど、生涯学習に関する町民への情報提供を推進します。



序 第1部 論
基本 第2部 構 想
基本 第3部 計 画
資料 編

序 第1部 論
基本 第2部 構 想
基本 第3部 計 画
資料 編

(4) 生涯の各期に応じた社会教育事業の推進

- ① 子育てに関する親の学習機会の提供、親子でふれあう体験活動の場の提供など、家庭教育・子育て支援に関する事業を推進します。
- ② 家庭・学校・地域の連携強化のもと、子どもと高齢者がふれあう機会や交流機会の提供、自然や文化、昔ながらの遊びの体験学習の推進、リーダーの養成に向けた取組など、青少年教育に関する事業を推進します。
- ③ 各種サークルや団体への加入促進、多様化するニーズに対応した学習機会の提供、各種活動の指導者としての養成と活動の場の提供など、成人教育等に関する事業を推進します。
- ④ ひまわり大学や生きがいセミナーの開催、高齢社会における生活課題に対応した学習機会の提供など、高齢者教育に関する事業を推進します。

(5) 読書活動の促進

北竜町子どもの読書活動推進計画に基づき、子どもの読書を促進していくとともに、図書館蔵書の充実や学校図書との連携、幼児読み聞かせなど講座等の開設等を通じて、町民の読書活動の促進に努めます。

成果指標

| 指標 | 単位 | 基準値 | 目標値 |
|----------|----|---------------------|---------------------|
| 図書館の貸出冊数 | 冊 | 4,561 [2018年度] | 5,000 [2023年度] |
| 図書館の蔵書数 | 冊 | 12,238 [2018年度末] | 14,000 [2023年度末] |

協働の指針

| | |
|-----------|--------------------------------------|
| 町民 | ・学びを通じて自己実現をめざし、その学んだ成果をまちづくりに活かします。 |
| 地域・団体・事業者 | ・学び合う仲間づくりを図ります。 ・地域の課題解決に取り組みます |

3 青少年の健全育成

現状と課題

- 青少年を取り巻く環境として、核家族化、少子化の進行、共働き世帯の増加を背景に親子の接触機会の減少や地域における連帯意識の希薄化等、家庭や地域での教育機能の低下が指摘されています。
- また、近年は、いじめや虐待、犯罪の低年齢化、引きこもりやニートの増加等、青少年を取り巻く問題は複雑化、多様化しています。こうした状況に対し、本町では、北竜町いじめ防止対策連絡協議会を中心に各種団体等の協力を得ながら、青少年の健全育成思想の普及活動や社会教育環境の充実に取り組んでいます。
- 次代を担う青少年が希望と郷土への誇りを持ち、心身ともにたくましく、また、地域社会の一員としての自覚を持ち、主体的に生きる社会人として成長してもらうことが町民すべての願いでもあります。このため、家庭や地域、学校、行政の密接な連携のもと、青少年の社会参加への機会拡充や主体的な活動に対する支援の充実に努める必要があります。
- また、すべての町民が社会規範や人権に対する正しい認識と意識を持つことが重要であり、地域ぐるみで青少年を見守り、育む良好な環境づくりを進める必要があります。

基本方針

- 家庭や地域、学校、行政が一体となり、青少年の健全育成活動を推進するとともに、青少年の社会参加等を促し、豊かな社会性と創造性を身につけた心身ともにたくましい青少年の育成をめざします。

主要施策

(1) 青少年健全育成体制の充実

関係機関・団体及び家庭・学校・地域・行政等の連携を一層強化し、町一体となった健全育成体制の確立を図ります。

(2) 非行防止活動等の促進

関係団体を中心とした非行防止活動や子ども見守りサポーターによる見守り活動等を促進し、青少年の非行防止及び安全確保に努めます。



(3) 家庭・地域の教育力の向上

広報・啓発活動や家庭教育・子育て支援に関する事業等を通じ、青少年の健全育成に関する学習機会の提供や情報提供等を行い、家庭や地域の教育力の向上に努めます。

(4) 青少年の体験・交流活動等の促進

青少年教育に関する事業等を通じ、青少年の様々な体験・交流活動やスポーツ・文化活動等の機会の充実を図り、活動の活発化を促進します。

(5) 青少年団体の育成

子ども会やスポーツ少年団などの青少年団体の育成に努めるとともに、リーダーや指導者養成に努めます。

成果指標

| 指標 | 単位 | 基準値 | 目標値 |
|--------------|----|----------------|----------------|
| 青少年教育事業の開催回数 | 回 | 11 [2018年度] | 12 [2023年度] |
| 青少年団体数 | 団体 | 2 [2018年度末] | 2 [2023年度末] |

協働の指針

| | |
|-----------|---|
| 町民 | <ul style="list-style-type: none"> ・青少年の社会参加を理解し、地域活動等に積極的に参加させます。 ・家庭における教育力の向上に努めます。 |
| 地域・団体・事業者 | <p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内会活動等に青少年の参加を図ります。 ・非行防止活動を推進します。 ・地域における教育力の向上に努めます。 <p>【青少年団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーダーや指導者の養成に努めます。 |

4 スポーツの振興

現状と課題

- スポーツは、健康の維持・増進や生きがいづくりに役立つだけでなく、住民同士の交流や地域連帯を深めるものとして、地域活性化に重要な役割を果たしています。
- 本町はこれまで、町民皆スポーツを目標に掲げた「スポーツの町宣言」のもと、子どもたちを対象にしたアスリート塾や幼児を含めての水泳教室やスキー教室など各種スポーツ教室やスポーツ大会を実施してきました。
- ひまわりパークゴルフ場、町営野球場、B & G海洋センター、町営スキー場は利用者が安心して利用できるよう、老朽化箇所等の修繕を随時進めていく必要があります。
- 近年、健康・体力づくりに対する関心がますます高まる中、町民のスポーツニーズは多様化の傾向にあり、生涯にわたって誰もがいつでもスポーツに親しむことができる環境づくりが一層求められています。

基本方針

- 良好なスポーツ環境を整備するため、スポーツ施設等の計画的な維持管理を推進します。
- 子どもから高齢者まで町民の健康増進を図るため、気軽に参加できるスポーツ教室の開催をはじめ、スポーツ・レクリエーションの場と機会を提供するとともに、各種スポーツの普及・推進のため指導者・団体の育成に努めます。

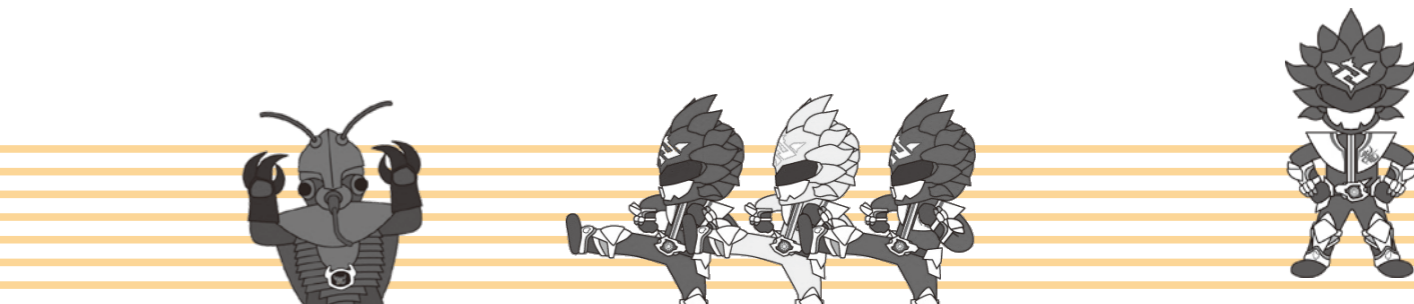
主要施策

(1) スポーツ施設の整備充実

利用ニーズや老朽化の状況等を踏まえ、各種スポーツ施設の整備充実を計画的に進めていくとともに、指定管理者制度を活用した管理運営体制の充実を図り、一層の利用促進に努めます。

(2) スポーツ団体、指導者の育成

町民主体のスポーツ活動の一層の活発化を促進するため、体育協会やスポーツ少年団などスポーツ団体の育成を図るとともに、スポーツ推進委員などの指導者の育成・確保に努めます。



(3) 多様なスポーツ活動の普及促進

- ① 広報・啓発活動の推進やスポーツ情報の収集・提供を図り、町民のスポーツ・健康づくりに対する意識の高揚に努めます。
- ② 幅広い年齢層が気軽に参加できる多様なスポーツ活動の普及に向け、関係団体等と連携し、各種スポーツプログラムの提供を図ります。

成果指標

| 指標 | 単位 | 基準値 | 目標値 |
|-------------------|----|--------------------|--------------------|
| 町営スポーツ施設の利用者数 | 人 | 33,500 [2018年度] | 35,000 [2023年度] |
| 町主催スポーツ教室・大会の参加者数 | 人 | 1,140 [2018年度] | 1,200 [2023年度] |
| スポーツ団体数 | 団体 | 9 [2018年度末] | 10 [2023年度末] |

協働の指針

| | |
|-----------|---|
| 町民 | <ul style="list-style-type: none"> ・日頃からスポーツやレクリエーションを自ら実践し、健康づくりに役立てます。 ・多くの児童がスポーツに親しむため、養成講習会に積極的に参加をし、指導者をめざし少年団活動に協力します。 |
| 地域・団体・事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域でスポーツ団体活動に積極的に参加します。 ・地域のコミュニケーションを図り、スポーツやレクリエーションを実践します。 ・指導者の育成・確保に努めます。 |

5 芸術・文化の振興

現状と課題

- 芸術や文化活動への意識を高めることは、心の豊かさや潤いをもたらす、活力あふれる地域づくりの基礎となります。
- 本町では、文化連盟を中心に、様々な文化芸術活動が行われているほか、町民自らの運営による町民文化祭が開催されています。町では、これら町民主体の文化芸術活動を支援しているほか、子ども映画会や文化講演会、芸術の旅などを開催し、文化芸術の振興に努めています。
- また、文化財については、町指定文化財の保存・活用は町民有志によって行われていますが、今後ともその適切な保存・活用を支援していくとともに、郷土資料の有効活用にも努める必要があります。

基本方針

- 豊かな自然や歴史、文化を背景とした多彩な活動を通じて、町民主体の文化・芸術の振興を図るとともに、貴重な文化財の保存・活用にも努めます。

主要施策

(1) 文化芸術団体、指導者の育成

町民主体の文化芸術活動の一層の活発化を促進するため、文化連盟など文化芸術団体の育成及び新規加入の促進に努めるとともに、指導者の育成・確保に努めます。

(2) 文化芸術にふれる機会の充実

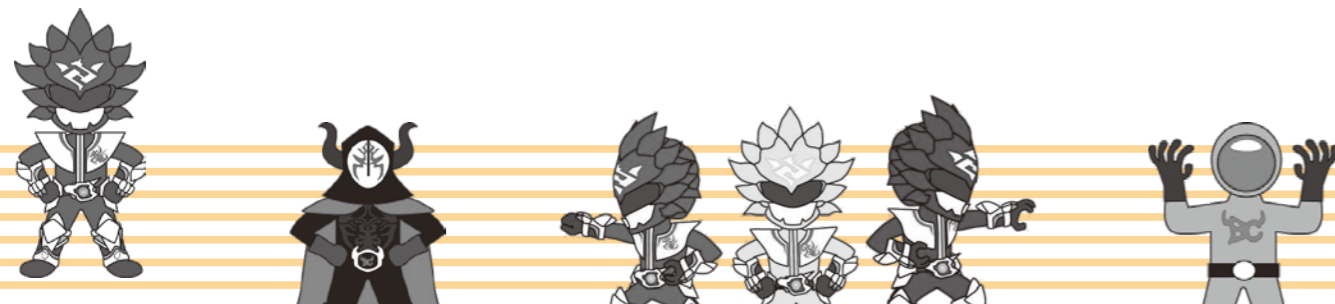
- ① 町民文化祭の充実を支援するとともに、公共施設のロビー等を活用した作品の展示や発表の場の確保、作品展・発表会の周知等に努め、活動成果を展示・発表する機会の充実に努めます。
- ② 子ども映画会や文化講演会、芸術の旅などを開催するとともに、新たな鑑賞会を開催し、多様な文化芸術を鑑賞する機会の充実に努めます。

(3) 文化財の保存・活用

町民との協働のもと、町指定無形文化財である真竜獅子舞の適切な保存・活用を進めるとともに、郷土資料の適正管理、郷土学習等への活用にも努めます。

序 第1部 論
基本 第2部 構想
基本 第3部 計画
資料 編

序 第1部 論
基本 第2部 構想
基本 第3部 計画
資料 編



成果指標

| 指標 | 単位 | 基準値 | 目標値 |
|-------------|----|-----------------|-----------------|
| 文化連盟への参加団体数 | 団体 | 27 [2018年度末] | 30 [2023年度末] |
| 文化祭への参加者数 | 人 | 510 [2018年度] | 550 [2023年度] |

協働の指針

| | |
|-----------|---|
| 町民 | <ul style="list-style-type: none"> 主体的に、文化・芸術に興味を持ち、自ら文化・芸術活動を行います。 文化財を大切にし、保存・伝承活動に参加します。 自ら、歴史・伝統・文化財の保護・保存に努めます。 |
| 地域・団体・事業者 | <ul style="list-style-type: none"> 地域における文化活動の振興に努めます。 地域における芸術・文化活動の振興、地域間の文化交流に努めます。 地域の文化財は、地域で維持管理に努めます。 |



6 人権尊重・男女共同参画の啓発

現状と課題

- 個人の尊厳は、一人ひとりが互いに相手を尊重し、受け入れることにより成立します。差別や偏見のない社会の実現へ向けて、本町では毎年6月に「特設人権相談所」を設置しているほか、人権擁護委員及び民生委員・児童委員による「心配ごと相談所」を2か月に1回開設し、すべての町民が等しく人権が尊重される社会の実現に向けて取り組んでいます。
- また、我が国では、平成11年に男女共同参画社会基本法が制定され、平成28年には女性活躍推進法が施行されるなど、男女共同参画社会形成に向けた法律等は整備されつつありますが、男女共同参画が実現されているとは言い難い状況にあります。
- しかし、少子高齢化の進行や不安定な社会経済情勢の中、より豊かで活発なまちづくりに向けては、女性の社会参画を促進し、男女がともに力を合わせて、新たな状況へ対応することが求められています。
- 家庭、地域、学校、職場等の関係機関とも連携を図りながら、あらゆる分野で女性も男性もともに参画し、相互の自立を育み、人権を尊重し合う社会を実現する必要があります。

基本方針

- すべての町民が思いやり、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、社会の対等な構成員としてあらゆる分野に参画し、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざします。



序 第1部
論
基本 第2部
構想
基本 第3部
計画
資料 編

序 第1部
論
基本 第2部
構想
基本 第3部
計画
資料 編



基本目標6

人と想いをつなげ躍動するまち

1 地域コミュニティへの支援

現状と課題

- 近年、地域力の低下などにより、防災や子育てなど生活に密着した課題を解決する力が社会から失われつつあると言われてしています。多様化、複雑化する様々な社会問題を解決していくためには、地域力を高める必要があります。
- また、地域資源の発掘、創造につながるよう、それぞれの地域コミュニティの特色にあった地域づくりを進めていくことが求められています。
- 本町では、町民の高齢化、戸数の減少に伴い町内会の再編が進んでいますが、町内会では様々な活動が行われており、町はその活動やコミュニティ施設の整備などコミュニティ活動の活性化を支援してきました。
- 今後は、将来にわたって持続可能なコミュニティの形成が大きな課題となりますが、地域の共同意識や信頼関係を醸成するコミュニティ活動を今後も継続していくことが必要です。

基本方針

- 地域と行政が相互に連携し、良きパートナーとして、地域の課題の発見や解決に取り組むことを通じて、地域力を高めていきます。
- 地域資源の発掘、創造につながるよう、それぞれの地域コミュニティの特色にあったまちづくりを進めるとともに、地域活動を行う場としてコミュニティセンターの維持管理を推進します。

主要施策

(1) 人権尊重の普及・啓発

- ① 子どもから高齢者まで、町民一人ひとりの人権意識を高めていくため、学校・家庭・地域その他様々な場を通じた人権教育・啓発を推進します。
- ② 人権擁護委員と連携し、人権問題に関する相談を継続して行います。

(2) 男女共同参画の促進

- ① 広報活動等を通じ、性別による固定的な役割分担意識の解消や社会慣行の見直し、男女平等意識の浸透に向けた意識改革を推進します。
- ② 審議会等への女性登用率の向上、町職員の女性登用職域の拡大、各種団体役員への女性の登用の働きかけなどを行い、政策・方針決定過程への男女共同参画を促進します。
- ③ 男女雇用機会均等法や育児・介護休業制度の周知、農業や自営商工業者などの労働環境改善の啓発など、仕事と家庭の両立支援に努めます。

協働の指針

| | |
|-----------|---|
| 町民 | <ul style="list-style-type: none"> ・家族がお互いに協力し、家事、子育て、介護等を行います。 ・お互いを社会の対等なパートナーとして認め合い、尊重します。 ・人権基準を考えて、それに対する行動を実践します。 ・人権尊重の意識を高め、日常生活に活かします。 |
| 地域・団体・事業者 | <p>【地域・団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性別役割分担意識に基づく慣習等を見直し、地域における男女共同参画を推進します。 ・人権尊重の啓発や行動を実践します。 ・町の人権推進事業を理解し意見を言い、構成する団体等を啓発します。 ・人権尊重に関する各種の団体活動を行います。 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性が能力を発揮できる職場環境をつくれます。 ・雇用における男女の均等な機会と待遇を確保します。 ・仕事と家庭の両立支援のための環境づくりを行います。 ・仕事と家庭・地域生活の両立のための環境づくりを行います。 ・雇用や待遇による差別を撤廃します。 |

